

前橋市監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、都市計画部、議会事務局の定期監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年11月28日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	須 賀 博 史
同	新 井 美咲子

内 監  
令和5年11月28日

前 橋 市 長 山 本 龍 様  
前橋市議会議長 阿 部 忠 幸 様

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	須 賀 博 史
同	新 井 美 咲 子

定期監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した監査の結果について、同条第9項の規定により、別紙のとおり報告します。

## 定期監査結果報告書

### 1 監査基準への準拠

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

### 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について行う監査

### 3 監査の対象

#### (1) 対象部局

都市計画部

都市計画課、建築指導課、建築住宅課、市街地整備課、区画整理課

議会事務局

#### (2) 対象年度

令和5年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理。ただし、必要に応じて令和4年度も対象としました。

### 4 監査委員の除斥

議会事務局の監査のうち政務活動費に係る監査において、地方自治法第199条の2の規定により、須賀博史監査委員及び新井美咲子監査委員は除斥しました。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては、リスクアプローチの手法により、リスクを評価した上で、財務に関する事務が関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置くとともに、下記の項目を監査重点大項目として定めました。

(1) 補助金等交付事務

(2) 契約事務

(3) 財産管理事務

(4) 債権管理事務

(5) 現金取扱事務

(6) 雇用管理事務

### 6 監査の実施内容

歳入・歳出状況等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、所属長から概要聴取を行い、関係書類、諸帳簿等を抽出により調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施しました。

### 7 監査期間

令和5年10月12日から同年11月27日まで

### 8 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正

に執行されていると認められましたが、一部に改善を要する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に各所属長に対して改善等を指導しました。

(1) 都市計画部都市計画課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(2) 都市計画部建築指導課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(3) 都市計画部建築住宅課（指摘事項 3 件）

ア 契約事務について（指摘事項）

(ア) 予定価格について

朝倉町第二団地N棟既設公営住宅エレベーター設置計画通知申請業務において、契約規則第16条第1項では第6条の規定に準じて予定価格を定めるものと規定しているが、設計書等に基づき予定価格を定められるにもかかわらず、予定価格を定めていなかった。

契約規則にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。

イ 財産管理事務について（指摘事項）

(ア) 施設の管理について

a 市営住宅の施設管理では、財務規則第184条において、主務課長は、その所管に属する公有財産について、使用状況の適否、維持保全状況の適否、その他公有財産の管理上必要な事項に関して常にその状況を把握し、適切な措置を講じなければならないと規定している。

しかし、南第一団地では4階と5階との踊り場の軒裏、前橋駅南口改良住宅第二団地では5階の軒裏の吹付塗装が剥がれ落ち、下を通行する人に当たる危険性があつたほか、古市第一団地では高木の枝が剪定されず電線に触れていた。

令和3年度の包括外部監査でも高木の枝が剪定されず同様な問題点があつたが、改善されず、十分な維持保全がされていなかった。

市営住宅は、入居者が安全で快適な生活を送るためにも普段から、施設の安全性と維持保全に配慮が求められることを再確認し、財務規則にのっとり、適切な措置を講じるよう改善されたい。

b 入居者の禁止事項として、市営住宅管理条例第27条第1項第3号において、入居者は周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならないと規定している。

しかし、岩神第五団地では南側共用部分の一部を、入居者が畑として使用していたほか、西片貝第三団地では共用部分の通路に、冷蔵庫、テーブル、椅子が放置してあり、他の入居者の通行の妨げとなっていることに加え、駐輪場にゴミ及び放置自転車が数台あつた。

共用部分は入居者全員が利用できる施設の一部であり、特定の入居者が占有することは許されるものではなく、特に共用部分の通路は入居者が日常生活で通行するとともに避難する際にも確保する必要があるこ

とから、冷蔵庫や家具類を放置し通行を妨げてはならない。

また、令和3年度の包括外部監査でも畑や放置されたゴミ及び自転車など同様な問題点があったが、その後の改善が不十分であることを再確認するとともに、市営住宅管理条例にのっとり、共用部分の占有者に対して改善を求めるなど適切な措置を講じ、秩序ある住環境の整備を指導するよう改善されたい。

ウ 債権管理事務について（指摘事項）

(ア) 督促について

国領第二団地に係る電柱等土地使用料において、履行期限までに納入しない者に対し、電話での催告は行っていたものの、履行期限後20日以内に督促状を発していなかった。

債権の管理に関する条例第6条、同条例施行規則第3条にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(4) 都市計画部市街地整備課（指摘事項2件）

ア 財産管理事務について（指摘事項）

(ア) 行政財産使用料及び普通財産貸付料の算定について

行政財産使用料の算定においては行政財産使用料条例の規定により、また、普通財産貸付料の日割計算等の算定においては同条例の規定を準用し行う必要があるが、次のとおり不適正な事務処理が行われていた。

過大に徴収した使用料の還付及び不足する使用料等の徴収を速やかに行うとともに、行政財産使用料条例にのっとり適正な使用料等を算定するよう改善されたい。

a 二中地区（第一）土地区画整理事業区域内事業管理地、二中地区（第二）土地区画整理事業区域内先行取得用地に係る行政財産使用料及び換地処分済地区（二中地区（第三））区域内の土地に係る普通財産貸付料の算定において、行政財産使用料条例別表では、使用期間が1年に満たないときは、当該年額をその年度の日数で除した額に当該使用期間の日数を乗じて得た額とすると規定しているが、閏年である令和5年度の使用料の日割り計算に当たり、366日で除していなかった。

b 二中地区（第二）土地区画整理事業区域内先行取得用地に係る行政財産使用料及び換地処分済地区（二中地区（第三））区域内の土地に係る普通財産貸付料の算定において、上記aに加え、行政財産使用料条例別表では、使用期間が1か月に満たない土地の使用料の額は、算定した額に100分の110（消費税及び地方消費税）を乗じて得た額とすると規定しているが、その率を乗じていなかった。

イ 債権管理事務について（指摘事項）

(ア) 督促について

保留地処分金において、履行期限までに納入しない者に対し、電話での催告は行っていたものの、履行期限後20日以内に督促状を発していなかった。

債権の管理に関する条例第6条、同条例施行規則第3条にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。

(5) 都市計画部区画整理課

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。

(6) 議会事務局

財務の執行及び経営に係る事業の管理に関して、指摘及び要望する事項はなかった。